

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集について

1 意見募集の状況

(1) 意見提出者数

意見提出方法	数
①e-Gov	2通
②電子メール	0通
③郵送	0通
計	2通

なお、同時期に意見募集した関連する改正政令案（国内希少野生動植物種の指定等）に対する意見が2通あり、これらは改正政令案に対する意見募集として扱い、本集計から除外した。

(2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正省令案に係る意見1件
- ・その他意見1件

2 意見の内容と意見に対する考え方について

No.	政令・その他	意見内容	件数	頂いた意見に対する考え方
1	省令案	今回の部分改正について賛成です。都道府県レベルでは同様なケースによるやむをえない捕獲等を除外する例はすでに存在していますし、法令と実態との乖離を防ぐ意味でも有意義でしょう。ただし、すでに希少野生動植物種（※特定第一種ではない）に指定されているアリアケヒメシラウオやセボシタビラについても漁業法上の漁業による混獲（前者であれば手押し網など、後者であれば刺し網）の可能性があります。かついずれの場合にも生きたままでの放逐が困難なことが予想されることから、もともとこのような配慮が行われるべきでした。少なくともアリアケヒメシラウオについては指定時のパブリックコメントの段階で指摘されているものであり、これまでの不備を認めるべきでしょう。	1	引き続き実態把握に努め、必要に応じて対応を検討いたします。
2	その他	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要資料」の「概要(1) 規則第1条の5第5号について(新設) 法第3条において「所有権その他財産権を尊重すること」とされており、その他財産権には「漁業権」も含まれると解される」という箇所について、法第3条を知っているならただちにセボシタビラを特定一種にしてください。	1	セボシタビラについては、令和2年2月に国内希少野生動植物種に指定されておりますが、野生個体群の状況を踏まえ、いただいた御意見等も参考とし、本種の保全の観点からより望ましい指定のあり方を必要に応じて検討していく予定です。

		(意見の理由) 当方が破産寸前だから。知っていて無視しないでいただきたい。		
--	--	---------------------------------------	--	--